

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 北村 信幸

改正前	改正後
<p>1 管理者印</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>定期券</u>発売、書換及び<u>払戻</u>領収書用</p>  <p>(7) 領収書用（<u>定期券</u>発売、書換及び<u>払戻</u>領収書を除く。）</p>  <p>ア 第1号 企画総務部<u>総務課</u>（以下「<u>総務課</u>」という。）用</p> <p>イ 第3号 企画総務部（<u>総務課</u>を除く。）用</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>1 管理者印</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乗車券・I C 証票</u>の発売、書換、<u>払戻</u>及び<u>積増し</u>領収書用</p>  <p>(7) 領収書用（<u>乗車券・I C 証票</u>の発売、書換、<u>払戻</u>及び<u>積増し</u>領収書を除く。）</p>  <p>ア 第1号 企画総務部<u>企画総務課</u>（以下「<u>企画総務課</u>」という。）用</p> <p>イ 第3号 企画総務部（<u>企画総務課</u>を除く。）用</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(8) (略)</p>

5 部長等の印

(1)～(4) (略)

(5) 企画総務部総務課長の印



(6)～(10) (略)

(11) 自動車部営業課長の印



(12)～(18) (略)

(19) 高速鉄道部営業課長の印



(20)～(26) (略)

5 部長等の印

(1)～(4) (略)

(5) 企画総務部企画総務課長の印



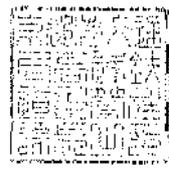
(6)～(10) (略)

(11) 自動車部管理課長の印



(12)～(18) (略)

(19) 高速鉄道部管理課長の印



(20)～(26) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この公告は、令和5年4月1日から施行します。

(交通局企画総務部総務課)